

ふれあい喫茶 スケジュール

(平成26年4月25日現在)

地域交流の場づくり「ふれあい喫茶」 誰もが立ち寄れる「憩いの場」に

ふれあい喫茶とは？

市社協では、第2次地域福祉活動計画で定められた「誰もが立ち寄れる居場所」として「ふれあい喫茶」の設置を進めています。平成23年度に13地区で始まった「ふれあい喫茶」は、25年度末現在、27地区43カ所で地区福祉委員会が主体となって、自治会館や公営住宅の集

い喫茶」の設置を進めています。実施しています。ひとり概ね100円程度の参加費をいただき、月に1回から週に1回のペースで、公民館やコミュニティセンター、自治会館や公営住宅の集

地区名	日時	場所	地区名	日時	場所	地区名	日時	場所
玉川牧田	毎週月曜日 11時～15時	富田団地55棟 ふれあいホール	柳川	第2,4水曜日 11時～15時半	柳川コミセン	赤大路	第3日曜日 10時～正午	赤大路コミセン
	毎週水・土曜日 11時～15時	まきたセンター	津之江	毎週月曜日 9時半～13時	津之江北町 自治会館		第4木曜日 10時～正午	大畑公民館
芥川	第1土曜日 10時～正午	芥川小学校会議室	如是	第1月曜日 10時～14時	如是公民館	堤	第1土曜・第3火曜日 10時～正午	府宮下田部住宅 第2自治会集会所
磐手	毎週土曜日 11時～14時	奥坂コミセン		第2月曜日 10時～14時	清水池コミセン ※祝日の際は翌日		第3水曜日 13時～15時	庄所コミセン
桃園	第2土曜日 13時半～15時半	桃園コミセン	冠	第1,3日曜日 13時半～15時半	冠コミセン	庄所	第1金曜日 13時～15時	高西町集会所
	第3土曜日 13時半～15時半	出丸公民館	桜台	第2,4木曜日 10時～正午	登町住民センター		第4金曜日 13時～15時	庄所公民館
	第4水曜日 13時半～15時半	西堀側自治会館 ふれあいセンター	五領	毎週火曜日 10時～13時半	上牧北駅前町7-3 (五領保育園前)		第2,4日曜日 9時半～11時半	柱本東宝自治会館
若松	第2を除く月曜日 10時～13時	春日ふれあい 文化センター	真上	第2金曜日 15時～16時	真上西クラブ	西大冠	毎週土曜日 13時～16時	西大冠コミセン
松原	毎週火曜日 10時～15時	千代田町28-12 (旧公民館)		第3木曜日 10時～正午	真上北クラブ	五百住	第2,4火曜日 11時～14時	東五百住 1丁目自治会館
竹の内	第1,3水曜日 13時～16時	辻子3 自治会公民館		第4木曜日 10時～正午	真上公民館	川西	第4火曜日 10時～13時	川西コミセン
	第2,4水曜日 13時～16時	第7東和苑 自治会集会所		第3土曜日 10時～正午	真上東クラブ		清水	第2木曜日 13時～15時
北阿武野	毎週火曜日 10時～15時	阿武野コミセン ※祝日除く	南大冠	第2を除く月曜日 10時～正午	深沢住宅集会所	第2,3土曜日 11時～14時		ばれっと (大蔵司2-52-11)
阿武山	毎週火曜日 10時～15時	阿武山公民館		第4を除く月曜日 13時～15時半	第2東和苑 自治会集会所	芝生	第1,3土曜日 10時～正午	女瀬川南コミセン
寿栄川添	毎週木曜日 10時～15時	寿栄コミセン		第3を除く木曜日 13時～15時半	大塚町 連合自治会公民館		※コミセン：コミュニティセンターの略 ※天候等によりやむを得ず中止する場合があります	
				第4を除く木曜日 14時～16時半	さくら自治会 さくら公民館			



写真は清水地区(上)と川西地区(右)の会場の様子です。どちらも昨年度オープンしました。



会所など、地域の皆さんの協力を得てどの会場もにぎわいを見せています。元氣な方が入れ替わり立ち替わり来場する所もあれば、普段外出する機会が少ない方が、福祉委員や民生委員児童委員の呼びかけで訪れて、おしゃべりを楽しんだり、お紙やちよつとした手芸をしてのんびり和やかに時間を過ごしている所もあります。

としてお手伝いする側にまわることもあります。「ふれあい喫茶」は、左上の表のほか、今年度新たに実施される予定の地区もあります。ぜひお近くの「ふれあい喫茶」にお立ち寄りください。

市社協では、就園または就学前の子どもとその親を対象に、地区福祉委員会が主体となって子育てサロンを実施しています。このサロンは、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを通して、子育てに対する不安を取り除く居場所として機能しています。

2月12日に、サロンに從事している地域のボランティアを対象に「子どもたちの心と体が傷つくことのないように」をテーマとした研修会を開催しました。

市立子育て総合支援センター主幹 小坂美也子さん、聖ヨハネ学園施設長 小野聖さんを講師に迎え、虐待をどのように防ぐか、そして虐待を受けた子どもたちが、将来の社会の一員として巣立っていきけるよう、地域や施設の支援が必要だということを学びました。

虐待の背景には、子ども時代ににおける親との関わり方、社会的な孤立、

子育てサロン 研修会を開催しました

日常生活のストレスなどが原因と言われています。がこれか1つでも改善することができれば虐待になるきっかけが軽減します。

地区福祉委員会が実施するサロンは、身近な場所での仲間づくりなどの交流を通して虐待を予防する役割



皆様の善意を地域の事業に役立てます

善意銀行預託金払い出し事業申請受付

市民向けに非営利な事業を行う団体(社会福祉事業、福祉団体、ボランティアグループなど)を対象に、事業総額の80%(上限100万円)の預託金払出申請を受付けます。応募については下記のとおりです。

応募方法 所定の申請書に記入のうえ直接ご持参ください
(申請書類は事務局で配布。ホームページよりダウンロードも可)

応募期間 4月15日(火)～5月30日(金)

問い合わせ/申請先 総務企画課 (674-7496)

※このような事業に活用されています
昨年度は「認知症を理解し、地域で支える会」と「認知症の人と家族を支える会」が主催する「認知症家族・関わる人の情報交流会・相談会」など、7つの団体の事業に活用されました。

未来を担う 子どもたちへの贈り物

～教育支援給付金(善意銀行払出事業)～

一昨年8月、善意銀行に対し市内の篤志家(匿名)から、生活が困難で十分な教育が受けられない子どもたちへの教育支援として400万円の寄付がありました。

市社協では、その寄付を活用するため、児童養護施設など市内4施設に入所する大学等への進学が決まった方に対して、教育支援給付金として20万円をお渡ししました。

この給付金が篤志家の意向に添い、親から十分な支援を得られない子どもたちの一助となりました。

これからも善意銀行に對しまして、市民の皆様が温かいご支援をお願いします。

